

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第413号）

〔 府道美原太子線立体交差化事業関係文書(安全対策)公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和6年9月30日）

### 第一 審査会の結論

富田林土木事務所長が行った公開決定は、妥当である。

### 第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年11月13日付けで、審査請求人は、大阪府知事(以下「諮問実施機関」という。)に対し、大阪府情報公開条例(平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。)第6条の規定により、行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(本件請求の内容)

鉄道と道路が平面で交差して暫定開通されている府道美原太子線道路において、令和3年11月12日朝、大阪府警、近畿日本鉄道社員が出動される事象があったと承知する。

美原太子線道路と鉄道踏切(近鉄長野線3K936M 仮美原太子踏切)は、地域課題として法指定された踏切と美原太子線道路である。道路通行の安全・安心、通行者の人の命・人間の命・生命を守るがための施策・方策の情報の開示を求める。

主要美原太子線(粟ヶ池工区)鉄道高架化工事、事業として進捗されている工事である。事業の完成・完工までの安全・安心、人の命・人間の命を守るがための施策・方策、鉄道と道路が平面で交差して暫定開通されている道路と鉄道の危険予知、予見される事故に対する対策、鉄道高架化事業の完成・完工までに立てられている人の命・人間の命、生命を守るための抜本的な対策の情報の開示を求める。

- 2 府土木事務所長等の職にある職員に権限を委任する規則(昭和35年大阪府規則第21号)第11条の規定により大阪府知事から権限を委任された富田林土木事務所長(以下「実施機関」という。)は、行政文書公開請求書の「行政文書を特定するに足りる事項」の記載内容について審査請求人に確認した上で、本件請求に対し、対応する文書として「主要地方道美原太子線交通安全施設等整備工事に係る計画平面図(国道170号側)」を特定し、令和3年11月29日付けで、条例第13条第1項の規定により、その全部を公開する旨の決定(以下「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。

- 3 令和3年12月2日付けで、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、諮問実施機関に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

諮問実施機関は、審査請求書からは審査請求の趣旨及び理由が不明であったため、審査請求人に補正を求めたところ、同月24日付けで補正がなされた。

### 第三 審査請求の趣旨

本件決定について、処分の取消しを求める。

#### 第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 審査請求書(補正後)における主張

鉄道高架化事業が完了するまでの間に実施される人の命、人間の命、生命を守るための抜本的な安全対策の情報の開示を求めたものであり、開示された図面以外にも存在するはず。

##### 2 反論書における主張

「鉄道は道路と平面交差してはならない」「当該交差の方式は、立体交差としなければならない」鉄道事業法・道路法に違反、開通した新しい道路「主要地方道美原太子線〔栗ヶ池バイパス〕」である。その国の法・法律に違反して鉄道線路に新しい踏切道を建設・設置、開通された道路(道路と鉄道が平面で交差)において、人の命・人の生命を守る保安要員までが廃止された。法・法律に違反して鉄道線路に新たに踏切道を設置して、鉄道と道路が平面交差する道路が開通された道路、鉄道と平面交差した道路の安全・安心を守る対策・対応の情報の開示(行政文書の開示)を求めたものである。

決め事、決められたことを守らずして、鉄道線路に新しく踏切道を設置・敷設、新しく開通された道路、人・人間の命を守るがためにとられた、とられている対応、対策(鉄道の高架化)を待たずして、なおもその安全・安心を守る・確保する踏切監視員の廃止もされている道路である。詳細に詳しく開示を求めるものである。

##### 3 口頭意見陳述における主張

踏切改良促進法により改良すべき踏切として指定されたにもかかわらず、保安要員が廃止され、道路交通の安全が保たれていない。

請求した行政文書は、鉄道高架化事業が完了するまでの間に鉄道と平面交差する道路において実施される安全対策の情報であり、開示された図面以外の文書があるはず。

##### 4 意見書における主張

道路と鉄道が平面で交差し供用開始(令和元年8月7日14時)により、令和3年4月、踏切道改良促進法により【地域課題】として指定されたものである中、当初のお知らせされた工事期間(令和5年3月31日)を過ぎ、今現在も延々と、その道路(栗ヶ池バイパス)において工事・事業が施工されているものであり、地域・地区の安全・安心、人の命、人間の命・生命を守るため、本事業の完遂・完工まで、あらゆる対処・対策を取られ、施行されたい。

#### 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

##### 2 弁明の理由

行政文書公開請求書の「行政文書を特定するに足りる事項」である「地域課題として法指定された踏切と美原太子線道路、道路通行の安全・安心、通行者の命を守るがための施策・方策」が審査請求人の令和3年4月15日付けの行政文書公開請求での記載「地域課題踏切として取り組まれる具体的な施策、また地区・地域の課題踏切・道路としての実施されるべき、より具体的な実施される施策、実施項目等」に類似していたことから、電話確認したところ、公開を求める行政文書は、同日付け請求において対象文書と特定した「踏切改良計画書」ではなく「鉄道高架化事業が完成するまでの間に実施している安全対策が分かるような資料」とのことであった。

府は美原太子線道路の事業主体であり、踏切前後の道路部の工事を発注し、「踏切注意」と記す路面標示、踏切があることを示す警戒標識、歩行者の乱横断を防止する横断防止柵の設置を行ったことから、工事発注時の図面が本件請求の対象文書と特定し、本件決定を行った。

審査請求書には実施機関のこれまでの説明等の資料が記され、「暫定的に平面交差による整備」、「仮美原太子踏切」等の記述があるが、鉄道事業者が近畿運輸局に届け出た上で踏切警報機、自動踏切遮断機、踏切障害物検知装置、踏切支障報知装置といった通常の踏切と同等の保安装置を設置しており、簡易な踏切設備ではないこと、これらに関する資料は施工主体である鉄道事業者が保有しており府では保管していないことを、対象文書の公開実施時に審査請求人に説明している。

審査請求人は「審査請求の趣旨・理由」を補正し、「開示された図面以外にも情報は存在するはず」としているが、行政文書公開請求書の記載からは公開決定した工事図面以外を対象文書として特定することは不可能であることを申し添える。

### 3 結論

以上のとおり、本件決定は条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不法な点はなく、適法かつ妥当なものである。

## 第六 諮問実施機関の主張要旨

諮問実施機関の理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求に係る実施機関の弁明について、諮問実施時において不合理な点はない。また、本件決定は条例第13条第1項の規定により適正に行われていることから、違法・不当はないものとする。

## 第七 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下であっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

## 2 本件決定の妥当性について

実施機関は、前記第五2に記載のとおり、本件請求における「行政文書を特定するに足りる事項」の記載が審査請求人が数か月前に行った行政文書公開請求におけるそれと類似していることから、本件請求において公開を求める行政文書を同人に確認した上、踏切前後の道路部の工事発注者という立場において、その管理する行政文書の中から「主要地方道美原太子線交通安全施設等整備工事に係る計画平面図（国道170号線側）」を本件請求に係る対象文書と特定している。

新たに文書を作成しての公開や当該実施機関以外の者から文書を取り寄せての公開を求めることは、条例第6条に基づいてはできないところ、踏切そのもののハード面での安全対策と言える警報器や遮断機等の保安装置に係る資料はその施工主体である鉄道事業者が保有しており府では保管していないという点を含め、当該文書を特定するに至った実施機関の一連の主張に不自然な点はなく、他の対象文書の存在を推認させるような事実も認められない。

以上のことからすると、本件決定は妥当であると言うべきである。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、鉄道と道路の平面交差等について独自の見解を種々主張するが、これは、行政文書の公開請求に係る公開決定等に対する不服申立てについて、実施機関が行う諮問に応じ、条例に基づき行政文書の存否や公開の可否について調査審議することを主たる役割とする当審査会の判断に影響するものではない。

## 4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子